

電子納品運用ガイドライン【機械設備工事業務編】

| 項目(番号は改定前)  | 旧  |  | 新  |   |
|-------------|----|--|----|---|
|             | 頁  | 内容   | 頁  | 内容  |
| ガイドライン名 年月  | 表紙 | 電子納品運用ガイドライン(案)【機械設備工事業務編】<br>平成25年6月(適用日：平成25年10月1日)  | 表紙 | 電子納品運用ガイドライン【機械設備工事業務編】<br>平成28年3月(適用日：平成31年10月1日)  |
| 1.          | 目次 | 1. 電子納品運用ガイドライン(案)【機械設備工事業務編】について  | 目次 | 1. 電子納品運用ガイドライン【機械設備工事業務編】について  |
| 1.          | 1  | 1. 電子納品運用ガイドライン(案)【機械設備工事業務編】について  | 1  | 1. 電子納品運用ガイドライン【機械設備工事業務編】について  |
| 1.1. 位置づけ   | 1  | 電子納品運用ガイドライン(案)【機械設備工事業務編】<br>土木設計業務等の電子納品要領(案)機械設備工事編<br>機械要領(案)<br>電子納品運用ガイドライン(案)機械設備工事編【工事】<br>CAD 製図基準に関する運用ガイドライン(案)機械設備工事編<br>電子納品運用ガイドライン(案)【地質・土質調査編】<br>電子納品要領・基準(案)及びガイドライン(案)  | 1  | 電子納品運用ガイドライン【機械設備工事業務編】<br>電子納品等運用ガイドライン【機械設備工事編】<br>機械要領<br>電子納品運用ガイドライン【機械設備工事編】<br>CAD 製図基準に関する運用ガイドライン 機械設備工事編<br>電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】<br>電子納品要領・基準及びガイドライン   |
| 1.2. 適用する事業 | 1  | 一般土木事業、建築・建築設備事業、電気通信設備に関しては、次のガイドラインを参照してください。<br>・一般土木事業……運用ガイドライン(案)【業務編】<br>・建築・建築設備……電子納品運用ガイドライン【建築・建築設備業務編】<br>・電気通信設備……電子納品運用ガイドライン(案)【電気通信設備業務編】<br>ここでいう業務とは、設計業務、測量業務、地質・土質調査業務を指しています。   | 1  | 一般土木事業、建築・建築設備事業、電気通信設備に関しては、次のガイドラインを参照してください。<br>・一般土木事業……運用ガイドライン【業務編】<br>・建築・建築設備……電子納品運用ガイドライン【建築・建築設備業務編】<br>・電気通信設備……電子納品運用ガイドライン【電気通信設備業務編】<br>ここでいう業務とは、設計業務、測量業務、地質・土質調査業務を指しています。  |
| 用語の定義       | 2  | 各電子納品要領(案)等  | 2  | 各電子納品要領等  |
| 脚注          | 2  | ※1電子納品要領(案)：電子成果品を作成する際のフォルダ構成やファイル形式の仕様等について記載したものです。<br>工事では「工事完成図書の電子納品要領(案)【機械設備工事編】」「CAD製図基準(案)【機械設備工事編】」「デジタル写真管理情報基準」「地質・土質調査成果電子納品要領(案)」、業務では「設計業務等の電子納品要領(案)【機械設備工事編】」「CAD製図基準(案)【機械設備工事編】」「デジタル写真管理情報基準」「測量成果電子納品要領(案)」「(国土交通省)「地質・土質調査成果電子納品要領(案)」(国土交通省)を指します。 | 2  | ※1電子納品要領：電子成果品を作成する際のフォルダ構成やファイル形式の仕様等について記載したものです。 工事では「工事完成図書の電子納品要領【機械設備工事編】」「CAD製図基準【機械設備工事編】」「デジタル写真管理情報基準」「地質・土質調査成果電子納品要領」、業務では「設計業務等の電子納品要領【機械設備工事編】」「CAD製図基準【機械設備工事編】」「デジタル写真管理情報基準」「測量成果電子納品要領(国土交通省)」「地質・土質調査成果電子納品要領(国土交通省)を指します。 |


電子納品運用ガイドライン【機械設備工事業務編】

| 項目(番号は改定前)                | 旧 |  | 新 |  |
|---------------------------|---|--|---|--|
|                           | 頁 | 内容   | 頁 | 内容   |
| 1.5. 電子納品の構成              | 4 | 機械要領(案)に従い…  | 4 | 機械要領に従い…   |
| 脚注                        | 4 | ※3<br>「CALs/EC 電子納品に関する要領・基準」Web サイト   | 4 | ※3<br>「電子納品に関する要領・基準」Web サイト   |
| 1.6. 問い合わせ                | 5 | 「CALs/EC 電子納品に関する要領・基準」Web サイト   | 5 | 「電子納品に関する要領・基準」Web サイト   |
| 1.6. 問い合わせ                | 5 | (1) 横浜市「公共事業のIT化 (CALs/EC) の推進Webサイト<br><a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/cals/">http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/cals/</a><br>(2) 国土交通省「電子納品に関する要領・基準」電子納品Webサイト<br><a href="http://www.cals-ed.go.jp/">http://www.cals-ed.go.jp/</a><br>(3) 国土交通省 電子納品に関する「Q&A」<br><a href="http://www.cals-ed.go.jp/qa_sys/admin/q_a_index.htm">http://www.cals-ed.go.jp/qa_sys/admin/q_a_index.htm</a> | 5 | (1) 横浜市「公共事業のIT化 (CALs/EC) の推進Webサイト<br><a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/cals/">http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/cals/</a><br>(2) 国土交通省「電子納品に関する要領・基準」電子納品Webサイト<br><a href="http://www.cals-ed.go.jp/">http://www.cals-ed.go.jp/</a><br>(3) 国土交通省 電子納品に関する「Q&A」<br><a href="http://www.cals-ed.go.jp/inq_qanda/">http://www.cals-ed.go.jp/inq_qanda/</a> |
| 1.7. 業務務ガイドラインに係わる規程類の関係  | 6 | なお、各電子納品要領・基準(案)及び各ガイドライン(案)は、…  | 6 | なお、各電子納品要領・基準及び各ガイドラインは、…  |
| 図 1-2                     | 6 | CAD製図基準(案) 機械設備工事編<br>デジタル写真管理情報基準<br>測量成果電子納品要領(案)<br>地質・土質調査成果電子納品要領(案)<br>CAD 製図基準に関する運用ガイドライン(案)<br>【機械設備工事業務編】<br>電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】<br>電子納品運用ガイドライン(案)【地質・土質調査編】   | 6 | CAD製図基準 機械設備工事編<br>デジタル写真管理情報基準<br>測量成果電子納品要領<br>地質・土質調査成果電子納品要領<br>CAD 製図基準に関する運用ガイドライン<br>【機械設備工事業務編】<br>電子納品運用ガイドライン【測量編】<br>電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】   |
| 1.7. 機械業務ガイドラインに係わる規程類の関係 | 6 | (1) 電子納品運用ガイドライン(案)【機械設備工事業務編】<br>(2) 設計業務等の電子納品要領(案)【機械設備工事編】<br>(3) CAD製図基準(案)【機械設備工事編】<br>(4) デジタル写真管理情報基準<br>(5) 測量成果電子納品要領(案)(国土交通省)  | 6 | (1) 電子納品運用ガイドライン【機械設備工事業務編】<br>(2) 設計業務等の電子納品要領【機械設備工事編】<br>(3) CAD製図基準【機械設備工事編】<br>(4) デジタル写真管理情報基準<br>(5) 測量成果電子納品要領(国土交通省)  |
| 1.7. 業務務ガイドラ              | 7 | (6) 地質・土質調査成果電子納品要領(案)(国土交通省)<br>(7) CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)<br>【機械設備工事編】<br>(8) 電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】<br>(9) 電子納品運用ガイドライン(案)【地質・土質調査編】  | 7 | (6) 地質・土質調査成果電子納品要領(国土交通省)<br>(7) CAD製図基準に関する運用ガイドライン<br>【機械設備工事編】<br>(8) 電子納品運用ガイドライン【測量編】<br>(9) 電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】  |
| 1.8.                      | 8 | 1.8. 要領(案)に定めるフォルダとファイルの構成<br>機械要領(案)に定めるフォルダとファイルの構成を次に示します。  | 8 | 1.8. 要領に定めるフォルダとファイルの構成<br>機械要領に定めるフォルダとファイルの構成を次に示します。  |

電子納品運用ガイドライン【機械設備工事業務編】



| 項目(番号は改定前)                                | 旧  |  | 新  |  |
|---|----|--|----|--|
|   | 頁  | 内容   | 頁  | 内容   |
| 表 1-1 要領(案)に定めるフォルダとファイル                  | 8  | 表 1-2 要領(案)に定めるフォルダとファイルの構成【設計業務等】   | 8  | 表 1-1 要領に定めるフォルダとファイルの構成【設計業務等】  |
| 脚注  | 8  | CAD製図基準(案)【機械設備工事編】  | 8  | CAD 製図基準【機械設備工事編】  |
| 表 1-2                                     | 9  | 表 1-2 要領(案)に定めるフォルダとファイルの構成【測量業務 1/3】  | 9  | 表 1-2 要領に定めるフォルダとファイルの構成【測量業務 1/3】   |
| 表 1-3                                     | 10 | 表 1-3 要領(案)に定めるフォルダとファイルの構成【測量業務 2/3】  | 10 | 表 1-3 要領に定めるフォルダとファイルの構成【測量業務 2/3】   |
| 表 1-4                                     | 11 | 表 1-4 要領(案)に定めるフォルダとファイルの構成【測量業務 3/3】  | 11 | 表 1-4 要領に定めるフォルダとファイルの構成【測量業務 3/3】   |
| 表 1-5                                     | 12 | 表 1-5 要領(案)に定めるフォルダとファイルの構成【地質・土質調査】   | 12 | 表 1-5 要領に定めるフォルダとファイルの構成【地質・土質調査】  |
| 3. 発注時の準備                                 | 14 | 各電子納品要領・基準(案)<br>CAD 製図基準(案)機械設備工事編<br>設計業務等の電子納品要領(案)【機械設備工事編】<br>電子納品運用ガイドライン(案)【機械設備工事業務編】                  | 14 | 各電子納品要領・基準<br>CAD 製図基準 機械設備工事編<br>設計業務等の電子納品要領【機械設備工事編】<br>電子納品運用ガイドライン【機械設備工事業務編】               |
| 4. 3. 電子成果品とする対象書類                        | 15 | 「1.8 要領(案)に定める…」   | 15 | 「1.8 要領に定める…」  |
| 4. 5. その他の事項                              | 18 | イ) 適用した各電子納品要領・基準(案)機械設備工事編  | 18 | イ) 適用した各電子納品要領・基準 機械設備工事編  |
| 5. 1. 図面の確認                               | 19 | 受託者は、発注者から「CAD製図基準(案) 機械設備工事編」に準拠したCADデータ(SXF形式)を受領した場合、SXFブラウザ等による目視確認を行います。                                  | 19 | 受託者は、発注者から「CAD製図基準 機械設備工事編」に【機械設備工事編】に準拠したCADデータ(SXF形式)を受領した場合、SXFビューア等による目視確認を行います。             |
| 6. 1. 作業の流れ<br>図 6-1 電子成果品作成から電子媒体提出までの流れ | 20 | CAD データは SXF ブラウザ等により目視確認します。  | 20 | CADデータはSXFビューア等により目視確認します。   |
| 図 6-2 業務管理ファイル及び DTD                      | 21 | 図 6-2 中<br><a href="http://www.cals-ed.go.jp/index_denshi2.htm">http://www.cals-ed.go.jp/index_denshi2.htm</a> | 21 | 図6-2中<br><a href="http://www.cals-ed.go.jp/cri_dtdxml/">http://www.cals-ed.go.jp/cri_dtdxml/</a> |

電子納品運用ガイドライン【機械設備工事業務編】

| 項目(番号は改定前)                | 旧  |  | 新  |  |
|---------------------------|----|--|----|--|
|                           | 頁  | 内容   | 頁  | 内容   |
| 6.2.2. テクリスと共通する項目の記入について | 21 | <p>業務管理ファイルの TECRIS に関する項目の記入については、電子納品 Web サイトの「TECRIS 資料」を参照し記入します。<br/> <a href="http://www.cals-ed.go.jp/calsec/tecris.htm">http://www.cals-ed.go.jp/calsec/tecris.htm</a><br/>                     なお、TECRIS 入力システムのバージョンは、「TECRIS (テクリス) /測量調査設計業務実績情報サービス」Web サイトの「入力システムについて」を参照してください。<br/> <a href="http://www.ct.jacic.or.jp/tecris/input01.html">http://www.ct.jacic.or.jp/tecris/input01.html</a> 例えば、「TECRIS 入力システム Ver. 4.0」の場合は、「4.0」と記入してください。</p>  <p>電子成果品作成支援ツール等には、TECRISから出力されるXMLファイル（業務実績データ）等を利用した入力支援機能を備えたものもあります。</p> | 21 | <p>6.2.2. 各コード類に関する項目の記入について</p> <p>各コード類に関する項目の記入については、電子納品Webサイトを参照して記入します</p> |
| 6.2.3. 受注者コードの取り扱い        | 22 | <p>業務管理項目の「受注者コード」には、TECRIS センターから通知されたコードを記入してください。</p>   | 21 | <p>業務管理項目の「受注者コード」には、コリンズ・テクリスセンターから通知された企業IDを記入してください。</p>                      |

TECRISに関する項目について資料を参照します。

電子納品運用ガイドライン【機械設備工事業務偏】

| 項目(番号は改定前)                        | 旧  |   | 新  |   |
|-----------------------------------|----|---|----|---|
|                                   | 頁  | 内容  | 頁  | 内容  |
| 6.2.4. 水系一路線情報の取り扱い               | 22 | 業務管理項目の「測点情報」「距離標情報」は、“n + m”の形式とします。マイナス数値の場合でも、n, mそれぞれの情報はプラス数値に換算して記入します(記入例-1参照)。マイナス数値で管理する必要がある場合は、「測点情報」「距離標情報」には、プラス数値で記入可能な直近の値を記入し、業務管理項目の「予備」に正しい情報を記入してください(記入例-2参照)。<br>「起点側測点-n」：0<br>「起点側測点-m」：990<br>(記入例-2)「起点側測点」が“000 - 100”の場合<br>「起点側測点-n」：0<br>「起点側測点-m」：0<br>「予備」：正しい起点側測点は、000 - 100である。 | 21 | 業務管理項目の対象水系路線コードは、テクリスの入力対象ではないことから記入する必要はありません。  |
| 6.2.5. 境界座標の記                     | 23 | 「境界座標」の測地系は、世界測地系(日本測地系2000)に準拠します。境界座標を入手する方法としては、国土地理院Webサイトのサービスを利用する方法があります。<br>「測量成果電子納品「業務管理項目」境界座標入力支援サービス」ホームページ※<br><a href="http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/rect/index.html">http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/rect/index.html</a> を利用して境界座標を取得する方法は次のとおりです。  | 23 | 「境界座標」の測地系は、世界測地系(JGD2011)に準拠します。ただし、境界座標を世界測地系(JGD2000)の測地系で取得した場合には、JGD2011の座標に変換する必要はありません。境界座標を入手する方法としては、国土地理院Webサイトのサービスを利用する方法があります。<br>「測量成果電子納品「業務管理項目」境界座標入力支援サービス」ホームページ※<br><a href="http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/rect/index.html">http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/rect/index.html</a> を利用して境界座標を取得する方法は次のとおりです。   |
| 図6-4 測量成果電子納品「業務管理項目」境界座標入力支援サービス | 23 |  <p>「任意の境界座標を取得」をクリックし、手順に沿って対象地域を選択</p> <p>緯度経度<br/>東端: 136° 55' 42"<br/>西端: 138° 55' 23"<br/>北端: 34° 42' 39"<br/>南端: 34° 42' 22"</p> <p>指定した区域の数値を管理項目に記入</p> <p>図6-4 測量成果電子納品「業務管理項目」境界座標入力支援サービス</p>                       | 23 |  <p>手順に沿って対象地域を選択</p> <p>測量成果電子納品「業務管理項目」境界座標入力支援サービス</p> <p>最初に開く地図は、以下のいずれかの方法を使って指定できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 県名・市町村名から検索する</li> <li>2. 地図を使って検索する</li> </ul> <p>緯度経度<br/>東端: 140° 05' 27"<br/>西端: 140° 04' 54"<br/>北端: 36° 06' 28"<br/>南端: 36° 06' 07"</p> <p>指定した区域の数値を管理項目に記入</p> <p>図6-3 測量成果電子納品「業務管理項目」境界座標入力支援サービス</p> |

電子納品運用ガイドライン【機械設備工事業務編】

| 項目(番号は改定前)            | 旧  |   | 新  |   |
|-----------------------|----|---|----|---|
|                       | 頁  | 内容  | 頁  | 内容  |
| (4)ファイル形式、ファイルサイズ     | 24 | 原則として、報告書製本時の1冊分を1つのPDF形式ファイルとします。  | 24 | 原則として、報告書製本時の1冊分を1つの <b>ファイル</b> とします。  |
| (5)報告書現行の作成           | 24 | PDF形式ファイルは、それらのソフトウェアから直接変換し作成することを原則とします。  | 24 | PDF形式のファイルは、それらのソフトウェアから直接変換し作成することを原則とします。   |
| (6)打合せ簿               | 24 | 打合せ簿は、報告書本文の末尾に追加し、報告書ファイルの一部として電子成果品を作成します。  | 24 | 打合せ簿は、 <b>1つの報告書ファイル</b> として電子成果品を作成します。  |
| (7)使用文字について           | 24 | 機械要領(案)   | 24 | <b>機械要領</b>   |
| 図 6-5 報告書管理ファイル及び DTD | 25 | 図6-5中<br><a href="http://www.cals-ed.go.jp/index_denshi2.htm">http://www.cals-ed.go.jp/index_denshi2.htm</a>  | 25 | 図6-4中<br><a href="http://www.cals-ed.go.jp/cri_dtdxml/">http://www.cals-ed.go.jp/cri_dtdxml/</a>                  |
| 6.3.3.報告書ファイルの命名      | 26 | ファイル名・拡張子は半角英数大文字とします。なお、現在、一般的に利用されているWindows等では、拡張子に3バイト以上の文字が扱えるようになっています。しかし、電子媒体作成のフォーマットは、ISO9660レベル1と定められ3バイト以上の文字が扱えないため拡張子が3バイトになるように留意してください。ファイル名は「REPORT01.PDF」～「REPORTnn.PDF」とします。 | 26 | ファイル名・拡張子は半角英数大文字とします。 <b>報告書オリジナルファイルは拡張子が4文字のファイルでも拡張子はそのまま格納できます。</b> ファイル名は「REPORT01.PDF」～「REPORTnn.PDF」とします。 |
| 6.3.報告書               | 27 |   | 27 | <b>6.3.4.道路中心線形データファイルの命名</b>   |
| 6.4.1.図面ファイルの作成       | 28 | CAD製図基準(案)【機械設備工事編】<br>機械要領(案)  | 28 | <b>CAD製図基準【機械設備工事編】</b><br><b>機械要領</b>  |
| 図 6-8 図面管理ファイル及び DTD  | 28 | 図6-8中<br><a href="http://www.cals-ed.go.jp/index_denshi2.htm">http://www.cals-ed.go.jp/index_denshi2.htm</a>  | 28 | 図6-8中<br><a href="http://www.cals-ed.go.jp/cri_dtdxml/">http://www.cals-ed.go.jp/cri_dtdxml/</a>                  |
| 6.4.3.図面ファイルの命名       | 29 | ア) ファイル名・拡張子は、半角英数大文字とします。  | 29 | ア) ファイル名・拡張子は、半角英数大文字とします。<br>イ) 格納時のファイル名は「DOXX001Z.P21」～「DOXXnnnZ.P21」とします。<br><b>※P21形式を圧縮したP2Z形式も使用可能です。</b>  |
| 6.5.1.写真ファイル等の作成      | 31 | また、デジタルカメラの有効画素数は、黒板の文字が判読できる程度とします。(100万画素程度※16)   | 31 | また、デジタルカメラの有効画素数は、黒板の文字が判読できる程度とします。(100万～300万画素程度※16)  |
| 図 6-12 写真管理ファイル及び DTD | 32 | 図6-12中<br><a href="http://www.cals-ed.go.jp/index_denshi2.htm">http://www.cals-ed.go.jp/index_denshi2.htm</a>   | 32 | 図6-12中<br><a href="http://www.cals-ed.go.jp/cri_dtdxml/">http://www.cals-ed.go.jp/cri_dtdxml/</a>                 |
| 6.6.測量【SURVEY】        | 35 | 1.8.要領(案)に定める   | 35 | 1.8. <b>要領</b> に定める   |
| 6.7.地質・土質調査成果【BORING】 | 35 | 1.8.要領(案)に定める   | 35 | 1.8. <b>要領</b> に定める   |

電子納品運用ガイドライン【機械設備工事業務編】

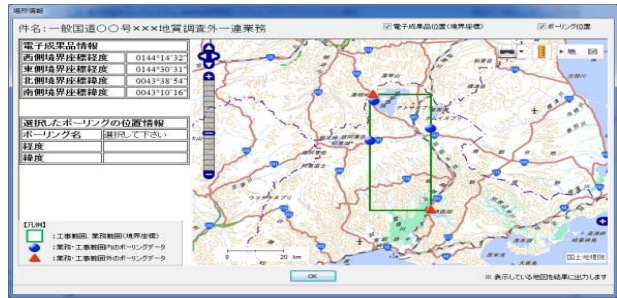
| 項目(番号は改定前)                               | 旧  |   | 新  |  |
|--|----|---|----|--|
|  | 頁  | 内容  | 頁  | 内容   |
| 6.8.1. 一般事項                              | 36 | オ) 「CAD 製図基準(案)機械設備工事編」に準拠した図面 (SXF形式) を SXF ブラウザ等で表示し、   | 36 | オ) 「 <b>CAD 製図基準</b> 機械設備工事編」に準拠した図面 (SXF形式) を <b>SXF ビューア</b> 等で表示し、  |
| 6.8.2. 電子納品チェックシステム機械設備工事編を用いた電子成果品のチェック | 37 | 各電子納品要領(案)  | 37 | 各 <b>電子納品要領</b>  |
| (2) 電子納品チェックシステム                         | 38 | 1) 業務管理ファイル (機械要領(案)に従った内容確認)<br>ア) 業務件名等の業務の基本的な情報の確認<br>イ) 境界座標の経度・緯度の確認 (「(3) 経度・緯度のチェック」参照)<br><br>2) 図面管理ファイル (CAD 製図基準 (案) 機械設備工事編に従った内容確認)<br>ア) 図面名、縮尺等の基本的な情報の確認<br>イ) 基準点情報の経度・緯度の確認 (基準点情報が経緯度座標で記入されている場合のみ、「(3) 経度・緯度のチェック」参照) | 38 | 1) 業務管理ファイル ( <b>機械要領</b> に従った内容確認)<br>ア) 業務件名等の業務の基本的な情報の確認<br>イ) 境界座標の経度・緯度の確認 (「(3) <b>境界座標</b> の経度・緯度のチェック」参照)<br><br>2) 図面管理ファイル ( <b>CAD 製図基準</b> 機械設備工事編に従った内容確認)<br>ア) 図面名、縮尺等の基本的な情報の確認<br>イ) 基準点情報の経度・緯度の確認 (基準点情報が経緯度座標で記入されている場合のみ、「(4) <b>基準点情報</b> の経度・緯度のチェック」参照) |
| (3) 経度・緯度のチェック                           | 38 |   | 38 | (3) <b>境界座標の経度・緯度のチェック</b><br>受託者は、電子成果品の作成後、業務管理ファイルに記入されている境界座標の 経度・緯度情報について確認を行います。<br>国土交通省が公開している「電子納品チェックシステム」では経度・緯度情報を位置チェック機能を使用してチェックすることが可能です。<br><br>                           |

図 6-17 電子納品チェックシステム位置チェック機能

電子納品運用ガイドライン【機械設備工事業務編】

| 項目(番号は改定前)                  | 旧            |   | 新   |  |     |              |     |             |     |             |    |  |     |              |     |              |     |             |     |             |
|-----------------------------|--------------|---|-----|--|-----|--------------|-----|-------------|-----|-------------|----|--|-----|--------------|-----|--------------|-----|-------------|-----|-------------|
|                             | 頁            | 内容  | 頁   | 内容   |     |              |     |             |     |             |    |  |     |              |     |              |     |             |     |             |
| (3)経度・緯度のチェック               | 38           | (3)経度・緯度のチェック<br>ア) 測量成果電子納品「業務管理項目」境界座標入力支援サービス<br><a href="http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/rect/index.html">http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/rect/index.html</a> イ) 地図閲覧サービス<br><a href="http://watchizu.gsi.go.jp/">http://watchizu.gsi.go.jp/</a>                                      | 38  | (4) 基準点情報の経度・緯度のチェック<br>ア) 測量成果電子納品「業務管理項目」境界座標入力支援サービス<br><a href="http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/rect/index.html">http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/rect/index.html</a><br>イ) 地理院地図 (電子国土 Web)<br><a href="http://maps.gsi.go.jp/">http://maps.gsi.go.jp/</a> |     |              |     |             |     |             |    |  |     |              |     |              |     |             |     |             |
| 図 6-17 境界座標入力支援サービス (国土地理院) | 38           | <p>緯度経度</p> <table border="1"> <tr><td>東端:</td><td>136° 55' 42"</td></tr> <tr><td>西端:</td><td>138° 55' 23"</td></tr> <tr><td>北端:</td><td>34° 42' 39"</td></tr> <tr><td>南端:</td><td>34° 42' 22"</td></tr> </table> <p>管理ファイルに記入されている経度・緯度が範囲内かを確認</p> <p>図 6-17 境界座標入力支援サービス (国土地理院)</p> | 東端: | 136° 55' 42"   | 西端: | 138° 55' 23" | 北端: | 34° 42' 39" | 南端: | 34° 42' 22" | 39 | <p>手順に沿って対象地域を選択</p> <p>測量成果電子納品「業務管理項目」境界座標入力支援サービス</p> <p>最初に開く地図は、以下のいずれかの方法を使って指定できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 県名・市町村名から検索する</li> <li>2. 地図を使って検索する</li> </ul> <p>緯度経度</p> <table border="1"> <tr><td>東端:</td><td>140° 05' 27"</td></tr> <tr><td>西端:</td><td>140° 04' 54"</td></tr> <tr><td>北端:</td><td>36° 06' 28"</td></tr> <tr><td>南端:</td><td>36° 06' 07"</td></tr> </table> <p>指定した区域の数値を管理項目に記入</p> <p>図 6-18 境界座標入力支援サービス (国土地理院)</p> | 東端: | 140° 05' 27" | 西端: | 140° 04' 54" | 北端: | 36° 06' 28" | 南端: | 36° 06' 07" |
| 東端:                         | 136° 55' 42" |   |     |  |     |              |     |             |     |             |    |  |     |              |     |              |     |             |     |             |
| 西端:                         | 138° 55' 23" |   |     |  |     |              |     |             |     |             |    |  |     |              |     |              |     |             |     |             |
| 北端:                         | 34° 42' 39"  |   |     |  |     |              |     |             |     |             |    |  |     |              |     |              |     |             |     |             |
| 南端:                         | 34° 42' 22"  |   |     |  |     |              |     |             |     |             |    |  |     |              |     |              |     |             |     |             |
| 東端:                         | 140° 05' 27" |   |     |  |     |              |     |             |     |             |    |  |     |              |     |              |     |             |     |             |
| 西端:                         | 140° 04' 54" |   |     |  |     |              |     |             |     |             |    |  |     |              |     |              |     |             |     |             |
| 北端:                         | 36° 06' 28"  |   |     |  |     |              |     |             |     |             |    |  |     |              |     |              |     |             |     |             |
| 南端:                         | 36° 06' 07"  |   |     |  |     |              |     |             |     |             |    |  |     |              |     |              |     |             |     |             |
| (4)目視等による CAD データのチェック      | 39           | (4)目視等による CAD データのチェック CAD 製図基準(案)【機械設備工事編】   | 40  | (5)目視等による CAD データのチェック CAD 製図基準【機械設備工事編】   |     |              |     |             |     |             |    |  |     |              |     |              |     |             |     |             |



電子納品運用ガイドライン【機械設備工事業務偏】

| 項目(番号は改定前)      | 旧  |  | 新  |   |
|-----------------|----|--|----|---|
|                 | 頁  | 内容   | 頁  | 内容  |
| 6.8.3. 電子媒体への格納 | 40 | <p>使用する電子媒体は、基本的にCD-R とします。CD-R の容量に関する規定は特にありませんが、通常流通していない媒体（650MB、700MB以外の媒体）を使用する場合は、使用の是非を発注者と受注者間の協議により決定してください。</p> <p>また、電子媒体が複数に渡る場合は、発注者と受注者間の協議によりDVD-R を使用することも可能ですが、当面は、写真枚数を必要最小限とするなど、データ容量の減少に努めてください。このほか、スキヤニングによるイメージファイル化などもデータ量を増大させる要因となることあるため、注意が必要です。使用するDVD-R の容量についても、発注者と受注者間の協議により決定してください。</p> <p>電子媒体への格納は、書き込みソフト等を利用し、データを追記できない方式で書き込みます。</p> <p>なお、CD-R のフォーマットの形式は、IS09660（レベル1）とし、DVD-R のフォーマットの形式はUDF（UDF Bridge）とします。</p> | 41 | <p>使用する電子媒体は、基本的に CD-R <b>または DVD-R</b> とします。CD-R の容量に関する規定は特にありませんが、通常流通していない媒体（650MB、700MB 以外の媒体）を使用する場合は、使用の是非を発注者と受注者間の協議により決定してください。</p> <p>電子媒体への格納は、書き込みソフト等を利用し、データを追記できない方式で書き込みます。</p> <p>なお、CD-R のフォーマットの形式は、<b>Joliet</b> とし、DVD-R のフォーマットの形式は UDF（UDF Bridge）とします。</p> |
| 6.8.5. 電子媒体等の表記 | 41 | <p>6.8.5. 電子媒体等の表記</p> <p>(1) 電子媒体のラベル面の表記</p> <p>(h) 「フォーマット形式」CD-Rの場合は、フォーマット形式・IS09660（レベル1）を記載。DVD-Rの場合は、UDF（UDF Bridge）を記載</p>  | 42 | <p>6.8.5. <b>電子媒体のラベル面の表記</b></p> <p>(h) 「フォーマット形式」CD-Rの場合は、フォーマット形式・<b>Joliet</b> を記載。DVD-Rの場合は、UDF（UDF Bridge）を記載</p>   |
| (2)電子媒体ケースの表記   | 42 | (2)電子媒体ケースの表記  | -  | <b>左記項目削除</b>   |
| 6.8.7. 電子媒体納品書  | 44 | IS09660（レベル1）  | 44 | <b>Joliet</b>   |
| 6.9.3. 電子成果品の   | 45 | <p>発注者は、電子成果品が各電子納品要領・基準（案）に適合していることを、最新の「電子納品検査プログラム」により確認します。電子納品検査プログラムの画面を用いた確認事項を次に示します。</p> <p>ア) フォルダ構成の確認</p> <p>イ) 業務管理ファイルについて、業務件名等の業務の基本的な情報の確認</p> <p>ウ) 電子成果品の作成で適用した要領・基準（案）の版、ファイル数量の確認</p>  | 45 | <p>発注者は、電子成果品が各電子納品<b>要領・基準</b>に適合していることを、最新の「電子納品検査プログラム」により確認します。電子納品検査プログラムの画面を用いた確認事項を次に示します。</p> <p>ア) フォルダ構成の確認</p> <p>イ) 業務管理ファイルについて、業務件名等の業務の基本的な情報の確認</p> <p>ウ) 電子成果品の作成で適用した<b>要領・基準</b>の版、ファイル数量の確認</p>   |

電子納品運用ガイドライン【機械設備工事業務編】

| 項目(番号は改定前)                   | 旧  |   | 新  |  |
|------------------------------|----|---|----|--|
|                              | 頁  | 内容  | 頁  | 内容   |
| 6.9.4. 電子成果品の基本構成の確認         | 45 | (2)図面【DRAWING】SXF(P21)形式<br>CAD製図基準(案)【機械設備工事編】   | 45 | (2)図面【DRAWING】<br>SXF(P21)形式もしくはSXF(P22)形式<br>CAD製図基準【機械設備工事編】   |
| 6.9.4. 電子成果品の基本構成の確認         | 45 | そのため、当面は、SXF(P21)形式のCADデータを授受する際に、受発注者とも、SXF ブラウザ等を利用して、作図内容の目視 確認を実施してください。  | 45 | そのため、当面は、SXF(P21)形式のCADデータを授受する際に、受発注者とも、SXF ビューア等を利用して、作図内容の目視 確認を実施してください。   |
| (2) 検査で使用する機器、ソフトウェア等        | 48 | ㊦ SXFブラウザ等  | 48 | ㊦ SXF ビューア等  |
| 10.1. スタイルシート (XSL ファイル) の活用 | 50 | 要領(案)機械設備工事編では、   | 50 | 要領 機械設備工事編では、  |
| 10.3. 用語解説                   | 54 | CORINS (コリンズ、Construction Records Information Service)<br>「工事実績情報サービス」の略称です。CORINS は、公共事業の入札・契約において、透明性・客観性・競争性を確保することを目的に、公共事業発注機関が共同で利用できる公共実績情報サービスです。(財)日本建設情報総合センターが公益法人という立場で、建設企業からの工事カルテの登録を基に工事実績情報のデータベースを構築し、各公共工事発注機関へ情報提供を行っています。<br>CORINS からの情報提供により、発注者は、建設企業の工事実績の把握及び技術力の適正な評価を行うことができます。また、受注者にとっても、自社の工事実績情報が公共工事発注機関に届きますので、営業支援の役割を果たします。                                     | 58 | コリンズ (Construction Records Information System)<br>コリンズは、公共事業の入札・契約において、透明性・客観性・競争性を確保することを目的に、公共機関が共同で利用できる工事実績情報システムです。(一財)日本建設情報総合センターが公益法人という立場で、建設企業からの工事カルテの登録を基に工事実績情報のデータベースを構築し、各公共工事発注機関へ情報提供を行っています。   |
| 10.3. 用語解説                   | 55 | ISO9660 フォーマット<br>ISO で規定される CD-R 等での標準的なフォーマットのひとつです。特定の OS (オペレーティングシステム)、ハードウェアに依存しないため、このフォーマットの CD-R は、ほとんどの PC の OS 上で読み込むことができます。<br>ISO9660 フォーマットにはレベル 1 からレベル 3 までの段階があり、電子納品に関する要領(案)・基準(案)では、長期的な保存という観点から、ISO9660 フォーマットの中でも OS 間での互換性が最も高い「レベル 1」を標準としています。ただし、レベル 1 の場合、ファイル名等の規則は厳しく、「名前<br>+拡張子」の 8.3 形式のファイル名で、使える文字は半角アルファベットと 0~9 の数字、「_」(アンダースコア)に限られ、ディレクトリ名は 8 文字までの制限があります。 | 54 | ISO9660 フォーマット<br>ISO で規定される CD-R 等での標準的なフォーマットのひとつです。特定の OS (オペレーティングシステム)、ハードウェアに依存しないため、このフォーマットの CD-R は、ほとんどの PC の OS 上で読み込むことができます。<br>ISO9660 フォーマットにはレベル 1 からレベル 3 までの段階があり、電子納品に関する要領・基準では、長期的な保存という観点から、ISO9660 フォーマットの中でも OS 間での互換性が最も高い「レベル 1」を標準としました。ただし、レベル 1 の場合、ファイル名等の規則は厳しく、「名前+拡張子」の 8.3 形式のファイル名で、使える文字は半角アルファベットと 0~9 の数字、「_」(アンダースコア)に限られ、ディレクトリ名は 8 文字までの制限があり、ワープロソフト等で一般的になった 4 文字の拡張子に対応できないため、Joliet に移行しました。 |

電子納品運用ガイドライン【機械設備工事業務編】

| 項目(番号は改定前)           | 旧  |   | 新  |  |
|----------------------|----|---|----|--|
|                      | 頁  | 内容  | 頁  | 内容   |
| 10.3. 用語解説           |    |   | 55 | Joliet (ジョリエット) マイクロソフト社が設計した、ISO9660 の拡張規格であり、1 文字 2 バイトで表現する Unicode を採用し、128 バイト (64 文字) までの長いファイル名に対応しています。流通しているほとんどの OS が対応しており、Joliet を利用できないシステムでも ISO 9660 レベル 1 として読み込めるようになっていることから、ワープロソフト等で一般的になった 4 文字 の拡張子に対応するため、電子納品に関する要領・基準での 標準として採用しました。  |
| 10.3. 用語解説<br><新規追加> | 58 |   | 55 | OCF 検定<br>OCF 検定は、(一社)オープン CAD フォーマット協議会が実施 する、CAD ソフトウェアやビューアの SXF 仕様への準拠性を 検定するものです。この検定に合格した CAD ソフトウェアや ビューアは、SXF データの互換について一定の基準が満たさ れていることから、目視確認等において、OCF 検定合格のビューア等を使用することとしています。検定内容の詳細については(一社)オープン CAD フォーマット協議会のホームページを参照してください。<br><a href="http://www.ocf.or.jp/">http://www.ocf.or.jp/</a>  |
| 10.3. 用語解説           | 55 | SXF<br>P21ファイルは国際規格であるISO10303/202に則った形式 であるため、自由なデータ交換が可能となるように、描画要 素に特化したフィーチャから構成されるデータ構造をもっ ています。SFCファイルはフィーチャコメントと呼ばれる国内 だけで利用できるローカルなデータ構造を持っ ています。データ構造の違いからP21ファイルはSFCファイルに比ベデータ容量が大きくなります。   | 55 | SXF<br>P21 ファイルは国際規格である ISO10303/202 に則った形式 であるため、自由なデータ交換が可能となるように、描画要 素に特化したフィーチャから構成されるデータ構造をもっ ています。SFC ファイルはフィーチャコメントと呼ばれる国内 だけで利用できるローカルなデータ構造を持っています。データ構造の違いから P21 ファイルは SFC ファイルに比ベデータ容量が大きくなります。<br>また、P21 形式の ZIP による圧縮形式である P2Z 形式、SFC 形式の ZIP による圧縮形式である SFZ 形式があります。   |
| 10.3. 用語解説           | 56 | SXF ブラウザ<br>SXF 対応CAD ソフトによって作成されたSXF 形式 (P21、SFC) の図面データを表示・印刷するためのソフトウェアで次のURL でダウンロード することのできる無償提供のツールです。CAD ソフトと違い、編集の機能はありません。SXF ブラウザは、電子納品Web サイトからダウンロードする ことができます。<br><a href="http://www.cals-ed.go.jp/index_d12.htm">http://www.cals-ed.go.jp/index_d12.htm</a><br>また、CAD データ交換標準開発のWeb サイトからも上記サイ トにリンクが張られています。<br><a href="http://www.cals.jacic.or.jp/cad/developer/SXFBrowserDownload.htm">http://www.cals.jacic.or.jp/cad/developer/SXFBrowserDownload.htm</a> | 55 | SXF ビューア等<br>SXF ビューア等は、SXF 表示機能及び確認機能要件書(案) (平成 21 年 3 月) に従って開発され、OCF 検定に合格した SXF 形式 (P21、SFC) の図面データが閲覧可能な閲覧ソフト及び CAD ソフトです。オープン CAD フォーマット評議会の Web サイト にある OCF 検定認証ソフト一覧 (以下の URL) で市販の SXF ビューア等が紹介されています。<br><a href="http://www.ocf.or.jp/kentei/soft_ichiran.shtml">http://www.ocf.or.jp/kentei/soft_ichiran.shtml</a><br>SXF ブラウザが 2014 年 4 月 9 日をもって提供を終了したこと から、今後、SXF データの表示や印刷等は、SXF ビューア等を利用して ください。 |

電子納品運用ガイドライン【機械設備工事業務偏】

| 項目(番号は改定前) | 旧  |  | 新  |  |
|------------|----|--|----|--|
|            | 頁  | 内容   | 頁  | 内容   |
| 10.3. 用語解説 | 56 | TECRIS (テクリス、 Technical Consulting Records Information Service)<br>「測量調査設計業務実績情報サービス」の略称です。<br>TECRIS は、コンサルタント企業等の選定において手続きの透明性・客観性、競争性をより高めつつ、技術的に信頼のおける企業を選定するための業務実績情報サービスです。<br>(財)日本建設情報総合センターが公益法人という立場で、コンサルタント企業等からの業務カルテの登録を基に業務実績情報のデータベースを構築し、各業務発注機関へ情報提供を行っています。<br>TECRIS からの情報提供により、発注者は、建設企業及び技術者の業務実績の把握及び技術力の適正な評価を行うことができます。また、受注者にとっても、自社の業務実績情報が公共工事発注機関に届きますので、営業支援の役割を果たします。 | 60 | テクリス (Technical Consulting Records Information System)<br>テクリスは、コンサルタント企業等の選定において手続きの透明性・客観性、競争性をより高めつつ、技術的に信頼のおける企業を選定するための業務実績情報システムです。(一財)日本建設情報総合センターが、コンサルタント企業等からの業務カルテの登録を基に業務実績情報のデータベースを構築し、各業務発注機関へ情報提供を行っています。  |
| 10.3. 用語解説 | 59 | ・日本測地系 2000<br>日本測地系 2000 とは、世界測地系のうち我が国が構築した部分の名称をいいます。命名に当たっては、我が国の測地基準系であること、二千年紀の初頭に構築されたことを意識しています。   | 60 | ・世界測地系 (JGD2000) と世界測地系 (JGD2011)<br>世界測地系 (JGD2000) とは、世界測地系のうち我が国が構築した部分の名称をいいます。命名に当たっては、我が国の測地基準系であること、二千年紀の初頭に構築されたことを意識しています。世界測地系に移行した 2002 年 4 月から 2011 年 10 月までの日本の公式測地系でした。<br>世界測地系 (JGD2011) とは、東北地方太平洋沖地震による地殻変動で、測量法施行令が 2011 年 10 月に改正されたことに伴って命名された測地基準系の名称です。 |
| 10.3. 用語解説 | 62 | スタイルシート<br>要領(案)では、XSL を採用しています。   | 61 | スタイルシート<br>要領では、XSL を採用しています。  |
| 10.3. 用語解説 | 60 | 電子成果品作成支援ツール<br>各電子納品要領・基準(案)に従った電子成果品の作成  | 62 | 電子成果品作成支援ツール<br>各電子納品要領・基準に従った電子成果品の作成   |

電子納品運用ガイドライン【機械設備工事業務編】

| 項目(番号は改定前)                    | 旧  |   | 新  |   |
|-------------------------------|----|---|----|---|
|                               | 頁  | 内容  | 頁  | 内容  |
| 10.3.用語解説                     | 61 | 横浜市電子納品チェッカー<br>電子成果品のフォルダ構成、管理項目、ファイル名、レイヤ名などについて、電子納品要領・基準（案）への整合性をチェックする横浜市のプログラムです。<br>CD-R等の電子媒体に納められた電子成果品の管理ファイル（XMLファイル）、ファイル名、フォルダ名等が「設計業務等の電子納品要領（案）」または「工事完成図書の電子納品要領（案）」に従っているか否かを確認することができます。ただし、成果品（報告書やCAD等）の内容を確認することはできません。<br>横浜市「公共事業のIT化（CALS/EC）の推進」Webサイト<br>( <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/cals/">http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/cals/</a> ) で公開されています。 | 62 | 横浜市電子納品チェッカー<br>電子成果品のフォルダ構成、管理項目、ファイル名、レイヤ名などについて、電子納品要領・基準への整合性をチェックする横浜市のプログラムです。<br>CD-R等の電子媒体に納められた電子成果品の管理ファイル（XMLファイル）、ファイル名、フォルダ名等が「 <b>設計業務等の電子納品要領</b> 」または「工事完成図書の電子納品要領」に従っているか否かを確認することができます。ただし、成果品（報告書やCAD等）の内容を確認することはできません。<br>横浜市「公共事業のIT化（CALS/EC）の推進」Webサイト<br>( <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/cals/">http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/cals/</a> ) で公開されています。 |
| 10.3.用語解説                     | 61 | レイヤ<br>CAD 製図基準(案)機械設備工事編   | 64 | レイヤ<br><b>CAD 製図基準</b>  |
| 表 10 1横浜市版要領・基準と国土交通省版基準類との比較 |    |   |    | <b>表全体の対応する基準の更新</b>  |